

魚類防疫に関する技術指導と研究

(魚病対策指導事業・水産用医薬品対策事業)

開内 洋・松本洋典・岡本 満・福井克也

1. 研究目的

海面及び内水面の魚病被害軽減と魚病のまん延防止のため、魚病検査や水産用医薬品の適正使用の指導及び、養魚指導・相談を行なう。

2. 研究方法

種苗生産場、中間育成場、養殖場を巡回し、疾病の対処法や飼育方法の指導、助言を行うとともに、疾病発生時には迅速に現地調査や魚病検査を行った。また、天然水域で大量へい死が起こった場合も現地調査や魚病検査を行った。

魚病の検査方法は主に外観及び解剖による肉眼観察、検鏡観察と細菌分離を行なった。細菌が分離された場合は、治療・対策方法並びに水産用医薬品の適正使用について指導を行なった。

昨年に引き続きアワビ類のキセノハリオチス感染症 (OIE 指定疾病) のモニタリング調査を農林水産省のガイドラインに従い行った。また、ヒラメのクドア属粘液胞子虫症 (*Kudoa septem-punctata*) も昨年に引き続き、水産庁の作成した防止対策に従い養殖場等でモニタリング調査を行った。なお、アユの冷水病に関しては「アユ冷水病対策事業」に別途記述した。

3. 研究結果

今年度の魚病診断件数は、隠岐地区海面3件、出雲地区海面4件、石見地区海面1件、内水面15件 (うちKHV症検査6件、アユのエドワジェラ・イクタルリ症検査3件) であった。主要なものを以下に示す。

出雲、石見地区では、中間育成中のヒラメ稚魚で昨年に続き原因菌シュードモナス・アンギリセプチカによるシュードモナス症が発生した。

出雲地区では種苗生産中のアカアマダイに原因不明の大量斃死がみられた。

石見地区では食品への異物混入に対する相談があった。

隠岐地区では3~4月にイワガキ養殖場 (1地区) において、20% 程度の斃死が発生した。

ヒラメのシュードモナス症は、本県では平成23年度以降毎年発生し、中間育成場で被害がでている。そのため、種苗生産施設および中間育成施設において定量PCRによる保菌検査を行った。検査対象と期間は卵、ワムシ、稚魚でヒラメの生産開始時期の平成25年1月から6月にかけて月1回程度の頻度で行った。その結果、5月上旬の稚魚に保菌が確認され、全ての中間育成場で、5月~6月上旬にかけて本症を確認した。保菌検査結果や中間育成場等からの聞き取りから4月頃 (水温13~15℃) に保菌し、5月上旬 (水温16℃) 頃に菌数が急激に増加し発症すると考えられた。対処法として、中間育成場では①弱った魚の徹底的な取り上げ、②選別作業を控える等の対策を講じている。

アワビ類のキセノハリオチス症に関して、県内種苗生産施設等のメガイアワビ、クロアワビ、エゾアワビについて、780個体 (258検体) のPCR検査を行ったが、原因菌は検出されなかった。

ヒラメのクドア症に関して、県内種苗生産施設及び中間育成場のヒラメについて300尾 (42検体) のPCR検査を行ったが、原因菌は検出されなかった。

内水面では、KHV症の疑いのあるコイの斃死事例2件についてPCR検査を行ったが、いずれも陰性であった。天然河川及び養殖業者を対象としたKHV症の定期検査も全て陰性であった。アユのエドワジェラ・イクタルリ症は、10月に西部2河川でPCR検査による産卵親魚の保菌検査を行ったところ、2河川とも陽性反応を確認した。このほか、アユ、コイ、フナなどで細菌性疾病等が見られた。4月に実施した放流用種苗の保菌検査については、全て陰性であった。

海面 (出雲地区、石見地区、隠岐地区) 及び内水面の疾病発生状況及び診断状況の詳細については添付資料に記述した。